

那珂市那珂総合公園野球場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那珂市広告掲載取扱要項（平成19年那珂市告示第18号）に定めるもののほか、那珂総合公園野球場（以下「球場」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び広告の仕様)

第2条 広告の掲載場所及び仕様は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 内・外野ファールラバーフェンス面に設置するものは、白色文字カッティングシートによるものとする。

(2) 外野金網フェンス面に設置するものは、ターポリン製（屋外防炎加工）の横断幕によるものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最長で当該年度の末日までとする。

(遵守事項)

第4条 広告の掲載者は、広告の設置及び撤去に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ラバーフェンス広告については、剥がれ防止のため、シートの端部に丸み加工を施すこと。

(2) 金網フェンス広告については、風圧対策のためメッシュ加工を施すこと。

(3) 金網への固定には、耐候性の高い結束バンド等の樹脂製品を使用し、針金等の鋭利な素材を使用しないこと。

(4) 選手のプレーの妨げとなる箇所や、フェンスの可動部、継ぎ目への掲出を行わないこと。

(維持管理及び原状回復)

第5条 掲載者は、常に広告の美観及び安全を維持するものとし、広告の損傷、汚れ又は劣化が生じた場合は、速やかに補修又は撤去を行わなければならない。

2 掲載者は、掲載期間の満了又は掲載の中止により広告を撤去する際は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償及び免責)

第6条 広告掲載に起因して第三者に損害を与えた場合又は利用者等との間に紛争が生じた場合は、全て掲載者の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

2 天災その他不可抗力により広告が損壊した場合、市は、損害賠償の責任を負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、球場への広告掲載に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。